

広島県告示第四百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によって、平成二十四年広島県告示第九百十四号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

平成二十五年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域の所在地

安芸高田市吉田町吉田字大賀屋七八九番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壤の除去